# 熊本県優良工事等表彰要領

# (赤字は平成29年3月21日に改正された部分です)

# 第1目的

この要領は、熊本県(以下「県」という。)が発注した工事について、他の模範となる特に優良な工事(以下「優良工事」という。)を施工した者の技術力を積極的に評価し表彰することにより、技術力及び意欲の更なる向上を図るとともに、当該施工者の社会的評価を高め、建設産業の振興に資することを目的とする。

# 第2 被表彰者

優良工事を施工した建設業者(県内業者のみで構成された特定建設工事共同企業体(以下「企業体」という。)を含む。以下「施工者」という。)並びに当該工事の現場代理人及び主任(監理)技術者(以下「技術者等」という。)とする。

ただし、施工者が企業体の場合、次のいずれかに該当する建設業者及びその建設業者に属する 技術者等を除く。

- (1)出資比率が20%未満の構成員である建設業者
- (2)次の「第3 表彰対象工事」に規定するただし書きに該当する建設業者

# 第3 表彰対象工事

県内業者(企業体を含む。)が前年度に完成した請負金額が250万円を超える県が発注した 工事で、工事成績評定点が80点以上(工事特性、創意工夫、法令遵守等を除く各細目別評定点 がすべてb評価の評定点以上)の工事(以下「対象工事」という。) とする。

ただし、次のいずれかに該当する建設業者(構成員に県内業者が含まれるすべての特定建設工事共同企業体を含む。その場合、構成する全ての県内業者が対象となる。)が、施工した工事を除く。

- (1)前年度に完成した県発注工事において、工事成績評定点が65点未満の工事があった場合
- (2)前年度の当該建設業者の県工事成績平均点(当該工事の許可業種に限る。)が、前年度の 県全体の工事成績平均点(当該工事の許可業種に限る。)を下回った場合
- (3)前年度の表彰日の翌日から当年度の表彰日までの間に、建設業法に基づく監督処分を受けた場合、若しくは指名停止措置要領に基づく指名停止措置又は文書警告を受けた場合。ただし、表彰日までに処分が確定していない場合にあっても、特に重大な法令違反等が明らかな場合は、表彰から除外することができる。なお、このただし書きの規定により実際に表彰から除外された場合は、その施工者については重大な法令違反等が明らかになった日をもって処分が確定した日とみなし、実際に処分が確定した日は翌年度の表彰には影響しないものとする。
- (4) 当年度の表彰日までに、指名停止措置等の処分の期間が満了していない場合
- (5)前年度の表彰日の翌日から当年度の表彰日までの間に、その他不適当な事項があった場合 第4 表彰部門

表彰部門は、土木一式工事、建築一式工事、電気工事・管工事、舗装工事、その他工事の5部 門とする。

ただし、部門ごとに表彰を受ける施工者の数は、発注件数等を参考に決定し、その総数は、20施工者程度とする。

# 第5 審査会の設置

知事は、被表彰者を選定するため、別表に掲げる者で構成する「熊本県優良工事等表彰審査会」 (以下「審査会」という。)を設置する。

#### 第6 表彰の決定

- (1)審査会は、第9に規定する事務局が表彰候補として提出した工事の中から被表彰者を選定 し知事に報告する。
- (2)知事は、審査会の選定結果を受け、施工者及び技術者等の表彰を決定し、表彰する。

# 第7 被表彰者及び優良工事概要の公表

被表彰者及び優良工事概要については、県ホームページで公表する。ただし、技術者等は、本 人の同意が得られない場合は公表しない。

# 第8 表彰の取消し

知事は、施工者が表彰を受けた工事に関し建設業法に基づく監督処分又は指名停止措置を受けた場合、または、本要領で定める表彰の不適格要件に該当する事項が判明した場合は、当該工事の表彰を取り消す。

#### 第9 事務局

本要領に係る事務を処理するため、土木部土木技術管理課に事務局を置く。

# 第10 雑則

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、熊本県優良工事等表彰要領取扱いに定める。 附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行し、施行日以後完成する工事について適用する。

平成18年6月 7日に一部改正

平成19年3月20日に一部改正

平成21年2月25日に一部改正

平成21年11月16日に一部改正

平成23年1月17日に一部改正

平成24年3月30日に一部改正

平成27年3月12日に一部改正

平成29年3月21日に一部改正

# (別表)熊本県優良工事等表彰審査会

土木部長(会長)

農林水産部長(副会長)

審査会

企業局長

委 員

教育総務局長

警務部参事官

(会計課長)